

平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

ポイント

- ① 民間給与との較差（1,238円、0.32%）解消のため、給料を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.1月分（4.30月→4.40月）引上げ

<職員給与の改定>

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（本年4月分給与）

民間給与 A	職員給与 B (行政職 平均年齢41.9歳)		較差 A-B
389,697円	減額前	388,459円	1,238円 (0.32%)
	減額後	387,988円	1,709円 (0.44%)

※特例条例により平成28年4月から管理職手当を5%減額して支給している。

(2) 特別給（ボーナス）

民間の支給月数 A	職員の支給月数 B	較差 A-B
4.41月	4.30月	0.11月

2 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

ア 月例給

(ア) 給料表

若年層に重点を置きながら給料月額を引上げ（平均改定率：行政職 0.2%）

（給与制度の総合的見直しに伴う経過措置により、給料表の引上げ改定を行っても実際の支給額が増加しない職員がいるため、較差解消は494円（0.1%）となる。）

(イ) 地域手当

県内の公署に勤務する職員について、支給割合を0.2%引き上げ、10.2%に改定する。

(ウ) 初任給調整手当

人事院勧告の内容を考慮して所要の改定を行う。

(エ) 改定の実施時期

平成29年4月1日に遡及して実施する。

イ 期末・勤勉手当

支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月分とし、支給月数の引上げは、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

(2) 給与制度の総合的見直し

平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しが、平成30年4月1日をもって完成する。

見直しの完成により、平成30年4月1日から県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合が10.5%に引き上げられる。

(3) 教員給与の取扱い

メリハリのある教員給与体系の実現に向け、教員給与の在り方については、引き続き、国や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ検討していく必要がある。

<人材の確保・育成>

1 人材の確保

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対して的確に対応していくには、多様な有為の人材を確保していく必要があるが、人材獲得は厳しくなっており、社会情勢の変化等に対応できる採用活動を実施していく必要がある。

2 能力・実績に基づく人事管理

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが重要である。効果的・効率的な行政運営が求められる中、人事評価制度に基づいて職員個々の能力や実績を的確に把握し、人事管理や人材育成に活用していく必要がある。

3 人材育成

限られた人材で県政の諸課題に対して的確に対応するためには、職員一人ひとりが、専門能力を高めながら更なる能力開発を図るとともに、「あいち人材育成ビジョン」等に基づき、組織全体として人材育成に積極的に取り組んでいく必要がある。

4 女性の活躍促進

女性の活躍は、組織の活力を維持・向上させる観点からも極めて重要であることから、女性の活躍を推進するための行動計画に基づき、女性職員の積極的な登用などの取組を着実に推進していく必要がある。

＜勤務環境の整備＞

1 長時間労働の是正

社会全体で働き方改革が進められる中、本県においても、長時間労働の是正について実効性のある取組を進める必要がある。

長時間労働の是正のためには、部局長や所属長等組織のトップが積極的なリーダーシップを発揮し、職場の環境整備や職員の意識改革に取り組むことや、適正な人員配置に努めることが重要であり、併せて長時間の時間外勤務をせざるを得ない職員の健康への配慮を行うことも重要である。

なお、本年3月、本県教育委員会において「教員の多忙化解消プラン」が策定されたところであるが、教員の長時間労働が改善されるよう、これらの取組を着実に進める必要がある。

2 仕事と家庭の両立支援の充実

職員が両立支援の制度を利用しやすい環境づくりに一層努めることが重要である。

また、不妊治療への支援について、国の制度との均衡を踏まえつつ、その動向を注視していく必要がある。

3 メンタルヘルス対策の充実

ストレスチェックの集団分析結果を有効に活用し、予防的観点からのストレス対策に取り組むとともに、引き続き職場復帰支援や再発防止の取組を適切に行うことにより、メンタルヘルス対策のより一層の充実を図る必要がある。

4 ハラスメントの防止

ハラスメントのない職場環境づくりを引き続き進めていく必要があるとともに、特に、パワハラについては職員の意識啓発に積極的に取り組む必要がある。

5 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の適正な勤務条件の確保等について、本年5月公布の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容等を踏まえた検討をしていく必要がある。

6 雇用と年金の接続

雇用と年金の接続のため、引き続き希望者を再任用する必要があるため、再任用に当たっては、意欲と能力のある人材を最大限活用できるよう努めていくことが重要である。

定年の引上げ等については、国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

＜勧告実施の要請＞

本委員会は、これまで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準に維持するために勧告を行ってきたところであり、この原則が正しく適用されるよう要請する。